

○ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 532 号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
第 2 事業の内容 1 本事業については、おおむね 3,000ha（北海道、沖縄県、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）及び離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）をいう。以下同じ。）において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする一般型と、おおむね 500ha（畑に係るものにあつては、100ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする特別型に分類するものとする。 また、本事業の分類、種類及びそれぞれの内容は、次の表のとおりとする。 （略）				第 2 事業の内容 1 本事業については、おおむね 3,000ha（北海道、沖縄県、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）及び離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）をいう。以下同じ。）において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする一般型と、おおむね 500ha（畑に係るものにあつては、100ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする特別型に分類するものとする。 また、本事業の分類、種類及びそれぞれの内容は、次の表のとおりとする。 （略）			
事業の分類	事業の種類	事業の内容		事業の分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 （農業用排水施設の新設）	更新事業 （農業用排水施設の変更又は廃止）			新設事業 （農業用排水施設の新設）	更新事業 （農業用排水施設の変更又は廃止）
特別型	（略）	（略）		特別型	（略）	（略）	

	国営流域治水対策事業	別紙7に定めるところにより、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）の利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)

2～10 (略)

11 10に規定する地域防災対策又は豪雨災害対策を行う農業用排水施設のうち、次の（１）から（３）までを満たす場合にあっては末端支配面積がおおむね20ha以上のものを本事業の対象とすることができるものとする。

（１）10の規定により整備する施設の末端からおおむね1 km以内に存するもの。

（２）主要道路、鉄道等に隣接又はこれらを横断し、施設の損壊、機能停止等が発生した際に、人命・財産等への影響が大きいもの。

（３）本事業で一体的に行うことが効率的かつ経済的であるもの。

12 (略)

	国営洪水調節機能強化事業	別紙7に定めるところにより、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）の利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)

2～10 (略)

(新設)

11 (略)

13 法第 87 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね 1,000ha（畑に係るものにあつては 300ha）以上の農業用排水施設の更新を含むものであって、おおむね 3,000ha（畑に係るものにあつては 1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。

第 6 施設の区分

1・2 （略）

3 国営流域治水対策事業において、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設については、第 1 項の規定に基づく区分にかかわらず、当該施設を当該治水協定ダムと一体のものとして区分するものとする。

（略）

4 （略）

第 8 都道府県に負担させる負担金の額の算定方法等

1 本事業に係る都道府県に負担させる負担金の額は、

12 1 に規定する事業の実施中に、事前に予測しがたい事案が生じ、緊急的な対応が必要となった場合であつて、施設の機能の適切な保全に必要な技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図る必要があるときは、施設管理者と調整を図りつつ、技術高度化事業として次に掲げる事項を行うことができるものとする。また、技術高度化事業に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費には含まれないものとする。

（1）破損事故等の要因調査

（2）診断技術の適用と評価

（3）対策工法の適用と評価

（4）リスク評価の実証調査

第 6 施設の区分

1・2 （略）

3 国営洪水調節機能強化事業において、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設については、第 1 項の規定に基づく区分にかかわらず、当該施設を当該治水協定ダムと一体のものとして区分するものとする。

（略）

4 （略）

第 8 都道府県に負担させる負担金の額の算定方法等

1 本事業に係る都道府県に負担させる負担金の額は、

次により算定するものとする。

(1) 本事業 (2) 及び (3) を除く。)

次の式により算定するものとする。

$$A = B - \sum (C_i \times D_i) + E$$

A : 都道府県に負担させる負担金の額 (以下同じ。)

B : 当該事業に要する額 (以下同じ。)

C_i : 基幹施設の工事についてアに定める区分ごとに要する費用の額及び一般施設の工事に要する費用の額

D_i : イに定める区分ごとの国の負担割合

E : 当該事業の施行期間中に係る利息の額 (以下同じ。)

ア 基幹施設の種類及び規模の区分

施設の種類	施設の規模	
	(1)	(2)
(略)	(略)	(略)

注1 : 国営流域治水対策事業において、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設については、当該施設を当該治水協定ダムと一体のものとして区分するものとする。

2 : (略)

イ (略)

ウ 国の負担割合の特例

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 第2の3により行う事業にあつては、末端支配面積 100ha 未満 (沖縄県及び奄美群島にあつ

次により算定するものとする。

(1) 本事業 (2) 及び (3) を除く。)

次の式により算定するものとする。

$$A = B - \sum (C_i \times D_i) + E$$

A : 都道府県に負担させる負担金の額 (以下同じ。)

B : 当該事業に要する額 (以下同じ。)

C_i : 基幹施設の工事についてアに定める区分ごとに要する費用の額及び一般施設の工事に要する費用の額

D_i : イに定める区分ごとの国の負担割合

E : 当該事業の施行期間中に係る利息の額 (以下同じ。)

ア 基幹施設の種類及び規模の区分

施設の種類	施設の規模	
	(1)	(2)
(略)	(略)	(略)

注1 : 国営洪水調節機能強化事業において、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設については、当該施設を当該治水協定ダムと一体のものとして区分するものとする。

2 : (略)

イ (略)

ウ 国の負担割合の特例

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 第2の3により行う事業にあつては、末端支配面積 100ha 未満 (沖縄県及び奄美群島にあつ

ては 50ha 未満) の部分の工事に係る国の負担割合、第 2 の 4 により行う事業にあつては、末端支配面積 500ha 未満の部分の工事に係る国の負担割合、第 2 の 7 により行う事業のうち農村振興局長が別に定める要件に該当しない部分の工事に係る国の負担割合及び第 2 の 11 により行う事業にあつて、末端支配面積 300ha 未満 (第 2 の 10 の (1) から (3) までを満たす場合は末端支配面積 100ha 未満) の部分の工事に係る国の負担割合は、イの規定にかかわらず、下表のとおりとする。

(略)

(エ) 第 2 の 12 により行う農道の整備にあつては、国の負担割合は、イの規定にかかわらず、下表のとおりとする。

(略)

(2) ・ (3) (略)

2 (略)

(別紙 7)

国営流域治水対策事業

第 1 目的

国営流域治水対策事業 (別紙 7 において「本事業」という。) は、治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設の整備を行い、も

ては 50ha 未満) の部分の工事に係る国の負担割合、第 2 の 4 により行う事業にあつては、末端支配面積 500ha 未満の部分の工事に係る国の負担割合及び第 2 の 7 により行う事業のうち農村振興局長が別に定める要件に該当しない部分の工事に係る国の負担割合は、イの規定にかかわらず、下表のとおりとする。

(略)

(エ) 第 2 の 11 により行う農道の整備にあつては、国の負担割合は、イの規定にかかわらず、下表のとおりとする。

(略)

(2) ・ (3) (略)

2 (略)

(別紙 7)

国営洪水調節機能強化事業

第 1 目的

国営洪水調節機能強化事業 (別紙 7 において「本事業」という。) は、治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資

って農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。

第2 事業の内容

- 1 本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更（堆砂対策を含む。）を行う事業であつて、本要綱第2の9に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（1）次のいずれかの要件を満たす場合

ア 流域治水プロジェクト（本要綱第2の10（1）のアの①又は②に規定するものをいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること。

イ 河川管理者、ダム管理者等との間において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みであること。

- （2）治水協定ダムを本事業の対象とする場合には、治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること。その他の農業用排水施設を本事業の対象とする場合には、計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の強化に資すること。

することを目的とする。

第2 事業の内容

- 1 本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更（堆砂対策を含む。）を行う事業であつて、本要綱第2の9に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- （1）河川管理者、ダム管理者等との間において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みであること。

- （2）治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること。

2 (略)

(別紙 8)

低炭素農業水利システム構築事業

第 2 事業の内容

1 本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行う事業であって、本要綱第 2 の 2 及び 9 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) (略)

(2) 省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための整備の対象となる農業用排水施設の末端支配面積がおおむね100ha以上 (畑に係るものにあつては20ha以上) であること。

(3) (略)

2 (略)

(別紙 10)

国営施設機能保全総合対策事業

第 2 施設機能保全検討調査

本事業を実施する場合、地方農政局長等は、本要綱第 4 の 1 に定める地区調査に代わり、原則として、次により施設機能保全検討調査を実施するものとする。

1 調査の内容

(1) 次に掲げる施設における突発事故の発生原因の究

2 (略)

(別紙 8)

低炭素農業水利システム構築事業

第 2 事業の内容

1 本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行う事業であって、本要綱第 2 の 2 及び 9 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) (略)

(2) 省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための整備の対象となる農業用排水施設の末端支配面積がおおむね100ha以上であること。

(3) (略)

2 (略)

(別紙 10)

国営施設機能保全総合対策事業

第 2 施設機能保全検討調査

本事業を実施する場合、地方農政局長等は、本要綱第 4 の 1 に定める地区調査に代わり、原則として、次により施設機能保全検討調査を実施するものとする。

1 調査の内容

(1) 次に掲げる施設における突発事故の発生原因の究

明調査、機能診断、耐震性の点検・調査、対策工法の検討等

ア・イ (略)

ウ ア又はイと同様のリスクがある施設(事故の兆候が認められた施設を含む。)

エ・オ (略)

(2) (1) を踏まえ必要に応じて行う次に掲げる計画等の作成

ア 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知)第7の1に掲げる応急工事計画

イ (略)

ウ 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要綱第7の2に掲げる緊急防災等工事計画

エ・オ (略)

2 (略)

第3 対策事業

第2の施設機能保全検討調査に基づく対策事業は、次により実施するものとする。

1 突発事故復旧事業

第2の1の(1)のアの施設の復旧を行うものであり、第2の1の(2)のアにより作成した計画を活用し、土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要綱に基づき実施することを原則とする。

明調査、機能診断、耐震性の点検・調査、対策工法の検討等

ア・イ (略)

ウ ア又はイと同様のリスクがある施設

エ・オ (略)

(2) (1) を踏まえ必要に応じて行う次に掲げる計画等の作成

ア 土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知)第7の1に掲げる応急工事計画

イ (略)

(新設)

ウ・エ (略)

2 (略)

第3 対策事業

第2の施設機能保全検討調査に基づく対策事業は、次により実施するものとする。

1 突発事故復旧事業

第2の1の(1)のアの施設の復旧を行うものであり、第2の1の(2)のアにより作成した計画を活用し、土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)実施要綱に基づき実施することを原則とする。

